短期社債振替制度に係る業務処理要領第2.0版　新旧対照表（2024/11/6）
第1章　総則

項番	章	項	頁	変更区分	新	旧	変更箇所
1	1	3	3	追加	※　⑤の間接口座管理機関は、振替法第44条第１項第13号に掲げる者（外国口座管理機関）を上位機関とする場合、口座管理機関に関する命令第１条に規定する要件（自身が国内の口座管理機関の場合、その加入者が国内投資家である適格機関投資家等に限られる等）を満たす必要がある。	―	３．（１）⑤ 備考欄

第2章　短期社債に係る発行手続

項番	章	項	頁	変更区分	新	旧	変更箇所

変更箇所はございません。

第3章　短期社債に係る振替手続

項番	章	項	頁	変更区分	新	旧	変更箇所

変更箇所はございません。

第4章　短期社債に係る抹消手続

項番	章	項	頁	変更区分	新	旧	変更箇所

変更箇所はございません。

別紙等

項番	別紙番号等	項	頁	変更区分	新	旧	変更箇所
	変更箇所はございません。						